

令和5年第1回定例
夕張市議会会議録
令和5年3月22日(水曜日)
午前10時30分開議

◎議事日程

- 第 1 議案第26号 令和5年度夕張市一般会計
予算
議案第27号 令和5年度夕張市国民健康
保険事業会計予算
議案第28号 令和5年度夕張市市場事業
会計予算
議案第29号 令和5年度夕張市公共下水
道事業会計予算
議案第30号 令和5年度夕張市介護保険
事業会計予算
議案第31号 令和5年度夕張市後期高齢
者医療事業会計予算
議案第32号 令和5年度夕張市水道事業
会計予算
議案第33号 夕張市職員給与条例の一部
改正について
議案第34号 夕張市会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に
ついて
- 第 2 議案第 4号 夕張市国民健康保険条例の
一部改正について
- 第 3 議案第 5号 夕張市立診療所及び介護老
人保健施設夕張の設置並びに管理に関する条
例の一部改正について
- 第 4 議案第 6号 夕張市立診療所及び介護老
人保健施設夕張の利用料金並びに手数料に
関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 7号 夕張市営住宅条例の一部改
正について
- 第 6 議案第12号 指定管理者の指定について
- 第 7 議案第13号 指定管理者の指定について
- 第 8 議案第14号 指定管理者の指定について

- 第 9 議案第15号 指定管理者の指定について
- 第10 議案第16号 指定管理者の指定について
- 第11 議案第18号 夕張市議会委員会条例の一部
改正について
- 第12 議案第36号 夕張市行政不服審査会条例の
一部改正について
- 第13 報告第 1号 例月現金出納検査の結果につ
いて
報告第 2号 例月現金出納検査の結果につ
いて
報告第 3号 例月現金出納検査の結果につ
いて
- 第14 報告第 4号 定期監査の結果について
- 第15 報告第 5号 財政的援助団体の監査結果に
ついて
- 第16 決議案第 1号 閉会中の所管事務調査につ
いて

◎出席議員 (8名)

君 島 孝 夫 君
小 林 尚 文 君
大 山 修 二 君
本 田 靖 人 君
千 葉 勝 君
熊 谷 桂 子 君
高 間 澄 子 君
今 川 和 哉 君

◎欠席議員 (0名)

午前10時30分 開議

●議長 大山修二君 ただいまから、令和5年第1
回定例夕張市議会第4日目の会議を開きます。

●議長 大山修二君 本日の出席議員は8名全員で
あります。

●議長 大山修二君 本日の会議録署名議員は、会

議規則第125条の規定により

高間議員

君島議員

を指名いたします。

●議長 大山修二君　ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 佐藤浩一君　報告いたします。

本定例市議会に出席を求めた説明員の一覧につきましては、さきに報告のとおりであります。

以上で、報告を終わります。

「別紙」

市長 厚谷 司 君

教育長 小林 広明 君

選挙管理委員会委員長

柳 沼 伸 幸 君

農業委員会会長 後藤 敏一 君

監査委員 西田 洋二 君

◎市長職務代理者の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

副市長 本間 和彦 君

総務課長 芝木 誠二 君

地域振興課長 木村 友哉 君

財政課長 板垣 克巳 君

税務課長 秋山 俊輔 君

建設課長 押野見 正浩 君

土木水道課長 阿部 充雅 君

上下水道担当課長

三浦 護 君

市民課長 芝木 誠二 君

保健福祉課長 鈴木 茂徳 君

生活福祉課長兼福祉事務所長

平塚 浩一 君

消防長 石黒 友幹 君

消防次長 千葉 恭久 君

◎教育委員会教育長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育課長 堀 靖樹 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 芝木 誠二 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 中川 雅俊 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 佐藤 浩一 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 佐藤 浩一 君

書記 山下 倫弘 君

書記 相澤 由貴 君

●議長 大山修二君　日程に入ります前に、案件の追加とその取扱いについて、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

君島委員長。

●君島孝夫君（登壇）　追加案件の提出に関わり、その取扱い等についての協議のため、さきに議会運営委員会を開催しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

追加提出されることになりました案件は議案1件、報告2件でありまして、これらの案件の取扱いにつきましては、本日の本会議に上程し、即決することとしたところであります。

この結果、本定例市議会における付議案件数は、議案36件、報告5件、決議1件の合わせて42件となるものであります。

以上で、報告を終わります。

●議長 大山修二君　ただいまの報告のとおり取り扱うことと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱って参ります。

●議長 大山修二君　本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、日程に従って会議を進行いたします。

●議長 大山修二君 日程第1、議案第26号ないし議案第32号、議案第33号及び議案第34号、以上9議案一括議題といたします。

この場合、本9議案につきましては行政常任委員会に付託していたものでありますので、直ちに委員長の報告を求めます。

今川委員長。

●今川和哉君（登壇） ただいまから、本定例市議会本会議の第3日目において、行政常任委員会に付託されました令和5年度夕張市一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算並びに議案第33号及び議案第34号について、審査をした経過並びに結果についてご報告申し上げます。

なお、各位ご承知のとおり、本常任委員会は議長を除く議員全員をもって構成されており、審査の内容につきましてもこの会議の全文が会議録に登載されますので、細部にわたる口頭報告は省略いたしまして、その概要についてのみご報告いたします。

まず、本委員会は3月17日に開催し、理事者側からは説明員として市長をはじめ、副市長、西田監査委員、教育長のほか消防長、課長等の出席を求め、慎重に審査を行ったところであります。

その結果、本9議案については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、本委員会の審査の経過並びに結果について申し上げますが、何とぞこの決定にご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長 大山修二君 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本9議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本9議案は、委員長報告のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第2、議案第4号夕張市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君（登壇） 議案第4号夕張市国民健康保険条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う後期高齢者支援金等賦課限度額及び軽減判定所得の改正、健康保険法施行令の一部改正に伴う出産一時金の改正、雇用保険法施行規則等の一部改正に伴う非自発的失業者に係る国民健康保険料軽減対象者等の確認方法の改正、さらには国民健康保険料必要見込額との関連による保険料率を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第3、議案第5号夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の設置並びに管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君（登壇） 議案第5号夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の設置並びに管理に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、夕張市立診療所の移転、介護老人保健施設夕張の廃止及び介護医療院夕張の開設に際し、これらの施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するため、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第4、議案第6号夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の利用料金並びに手数料に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君（登壇） 議案第6号夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の利用料金並びに手数料に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、介護老人保健施設夕張の廃止及び介護医療院夕張の開設に際し、これらの施設の利用料金並びに手数料に関する条例の一部を改正するため、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第5、議案第7号夕張市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君（登壇） 議案第7号夕張市営住宅条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、除却に伴い管理戸数を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第6、議案第12号指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君（登壇） 議案第12号指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、夕張市営住宅、夕張市賃貸住宅及びこれらの共同施設の管理につきまして、現在指定管理者とな

っております株式会社YKMが3年間の実績業務内容及び市営住宅の状況を熟知していることから、夕張市営住宅等指定管理者選定委員会において、指定管理者候補として選定されたため、記載のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第7、議案第13号指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君（登壇） 議案第13号指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、夕張市コミュニティセンター条例に基づく夕張市南部コミュニティセンターの指定管理の協定期間が令和5年3月31日をもって満了となることから、引き続き管理運営を指定管理により行うため、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定の結果、記載のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第8、議案第14号指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君（登壇） 議案第14号指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、夕張市民健康会館の指定管理期間が令和5年3月31日をもって満了となることから、引き続き管理運営を指定管理により行うため、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第5号及び同条例施行規則第5条第2号に基づき、公募によらない指定管理者の候補者を選定し、記載のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第9、議案第15号指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君（登壇） 議案第15号指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、夕張市営球場の指定管理期間が令和5年3月31日で満了となることから、引き続き管理運営を指定管理により行うため、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第5号及び同条例施行規則第5条第2号に基づき、公募によらない指定管理者の候補者を選定し、記載のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第10、議案第16号指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君（登壇） 議案第16号指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、夕張市石炭博物館の管理運営について、指定管理者制度を活用し実施するため、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第5号及び同条例施行規則第5条第5号に基づき、本年2月13日に夕張市石炭博物館指定管理者選定委

員会を開催し、公募によらない指定管理者の候補者が選定されたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第11、議案第18号夕張市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

この場合、君島議会運営委員長より提案説明を求めます。

君島委員長。

●君島孝夫君（登壇） 議案第18号夕張市議会委員会条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、感染症まん延防止、災害及び育児や介護などで委員が会議の招集場所へ参集することができない場合でも、オンラインによる出席を認め、非常時における委員会機能を維持し、併せて育児、介護をしながらでも委員会活動ができる環境を整え、幅広い世代が議員を目指せるよう、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、本提案は8名全員による議員提案でありますので、そのことを十分ご理解いただき、ご賛同ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 本案は、君島議員ほか7名全員の提案ですので、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第12、議案第36号夕張市行政不服審査会条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君（登壇） 議案第36号夕張市行政不服審査会条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、個人情報保護に関する法律の改正に伴い、新たに制定される夕張市議会の個人情報の保護に関する条例の規定と整合性を取り、夕張市行政不服審査会の所掌事務を整理するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第13、報告第1号ないし報告第3号いずれも例月現金出納検査の結果について、以上3案件一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 大山修二君 日程第14、報告第4号定期監査の結果についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 大山修二君 日程第15、報告第5号財政的援助団体の監査結果についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 大山修二君 日程第16、決議案第1号閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本決議案は、君島議員ほか6名の提案ですので、直ちに採決いたします。

本決議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本決議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって閉じます。

●事務局長 佐藤浩一君 ご起立願います。

●議長 大山修二君 これをもちまして、第1回定例夕張市議会を閉会いたします。

午前11時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議長 大山 修 二

夕張市議会 議員 高 間 澄 子

夕張市議会 議員 君 島 孝 夫